

★ 広島県防災対策基本条例（条例第一号）（危機管理課）

一 制定の理由

社会全体で減災に取り組む防災協働社会を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、防災対策に関する基本理念や県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等の役割及び責務を明らかにするとともに、防災対策における基本的事項を定めた。

二 条例の内容

1 前文

災害の激甚化や地域における防災力の低下が懸念されていることから、県民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指す条例の趣旨を明らかにした。

2 目的

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割及び責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とした。

3 定義

(一) 災害  
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(二) 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

(三) 防災対策

防災のために行う対策をいう。

(四) 自主防災組織

地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。

(五) 災害時要援護者

災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。

(六) 災害ボランティア

災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。

4 基本理念

防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男

女双方の視点、災害時要援護者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行うこととした。

## 5 役割

基本理念にのっとり、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町及び県の果たすべき役割を規定した。

### (一) 県民の役割

県民は、自ら防災対策を行い、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるとともに、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めることとした。

### (二) 事業者の役割

事業者は、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することが出来る体制を整備するよう努めるとともに、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めることとした。

### (三) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるとともに、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めることとした。

### (四) 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めることとした。

### (五) 市町の役割

市町は、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めることとした。

### (六) 県の責務

県は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるとともに、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表し、防災対策に反映させることとした。

## 6 ひろしま防災の日及びひろしま防災月間

県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日を六月二十九日とし、ひろしま防災月間を六月とした。

## 7 災害予防対策

災害を未然に防止するため、県民、事業者、自主防災組織並びに県及び市町等の果たすべき役割を規定した。

### (一) 県民の役割

(1) 防災知識の習得等

ア 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時等にとるべき行動に関する知識の習得に努めることとした。

イ 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めることとした。

ウ 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めることとした。

(2) 自主防災組織への参加等

県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めることとした。

(3) 災害時要援護者からの情報の提供

災害時要援護者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めることとした。

(4) 生活物資の備蓄等

ア 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めることとした。

イ 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めることとした。

(5) 建築物の安全性の確保等

ア 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めることとした。

イ 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めることとした。

ウ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めることとした。

(二) 事業者の役割

(1) 事業者は、災害発生時における来所者、従業員及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めることとした。

(2) 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めることとした。

(三) 自主防災組織の役割

(1) 防災意識の啓発等

自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めることとした。

(2) 地域災害関連情報の確認等

ア 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めることとした。

イ 自主防災組織は、アの規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めることとした。

(3) 災害時要援護者の支援等

ア 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員及び児童委員をいう。以下同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めることとした。

イ 自主防災組織は、アの規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理することとした。

ウ 自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めることとした。

(4) 避難勧告等への対応の準備

自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めることとした。

(5) 物資の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めることとした。

(四) 県及び市町等の役割

(1) 防災意識の啓発等

県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めることとした。

- (2) 学校等における防災に関する教育の実施  
学校及び保育所の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めることとした。
- (3) 防災訓練等の実施  
県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めることとした。
- (4) 災害に関する情報の提供等  
ア 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図（以下「ハザードマップ」という。）の作成及び住民への周知に努めることとした。  
イ 県は、アの規定による施策の実施を支援することとした。  
ウ 県及び市町は、災害状況を記録し、公表することとした。
- (5) 自主防災組織への支援  
ア 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めることとした。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮することとした。  
イ 県は、アの規定による施策の実施を支援することとした。
- (6) 災害時要援護者の支援体制の整備  
ア 市町は、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会その他の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めることとした。  
イ 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めることとした。  
ウ 県は、ア及びイの規定による施策の実施を支援することとした。
- (7) 災害ボランティアの活動環境の整備等  
県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めることとした。
- (8) 避難計画の作成等  
ア 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めることとした。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めることとした。

イ 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めることとした。

ウ 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、アの避難計画を住民に周知するよう努めることとした。

(9) 医療救護体制の整備

ア 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めることとした。

イ 県は、アの医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めることとした。

(10) 公衆衛生の確保のための体制整備

県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めることとした。

(11) 輸送体制の整備

県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めることとした。

(12) 他の地方公共団体等との連携体制の整備

ア 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めることとした。

イ 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めることとした。

(13) 消防団及び水防団の充実等

ア 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めることとした。

イ 県は、アの規定による施策の実施を支援することとした。

(14) 情報収集伝達体制の整備

ア 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めることとした。

イ 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下これらの者を「帰宅困難者」という。）に対する必要な情報の提供体制の整備に努めることとした。

ウ 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくこととした。

エ 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めることとした。

(15) 防災及び危機管理体制の整備

ア 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めることとした。

イ 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施することとした。

(16) 物資等の備蓄等

県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めることとした。

(17) 公共施設の整備

ア 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めることとした。

イ 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めることとした。

8 災害応急対策

災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア並びに県及び市町等の果たすべき役割を規定した。

(一) 県民の役割

(1) 避難の実施

ア 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び7(三)(2)イの地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めることとした。

イ 避難場所を利用する者は、7(四)(8)イの行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めることとした。

(2) 車両使用の自粛等

県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めることとした。

(二) 事業者の役割

(1) 来所者等の安全の確保

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業者の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めることとした。

(2) 帰宅困難者対策への協力

ア 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業者への帰宅の一時見合せの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めることとした。

イ 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めることとした。

(三) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めることとした。

(四) 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めることとした。

(五) 県及び市町等の役割

(1) 情報の収集及び提供

県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供することとした。

(2) 自主防災組織等の活動支援

市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めることとした。

(3) 学校等における児童等の安全の確保

学校及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めることとした。

(4) 災害応急対策のための体制の確立等

県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めることとした。

(5) 市町への応援

県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応することとした。

9 復旧及び復興対策

災害の復旧及び復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア



並びに県及び市町の果たすべき役割を規定した。

(一) 県民の役割

- (1) 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めることとした。
- (2) 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めることとした。

(二) 事業者の役割

(1) 雇用の場の確保等

事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めることとした。

(2) 生活に不可欠な施設の復旧

水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めることとした。

(三) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めることとした。

(四) 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めることとした。

(五) 県及び市町の役割

(1) 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めることとした。

(2) 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、(1)の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めることとした。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県消費者行政活性化基金条例（条例第二号）（消費生活課）

一 制定の理由

地方消費者行政活性化交付金が国から交付されることに伴い、県又は市町が消費生活相談窓口の強化等を図る事業のために必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された地方消費者行政活性化交付金相当額は、この基金に積み立てる。管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県又は市町が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県安心子ども基金条例（条例第三号）（子ども家庭課）

一 制定の理由

子育て支援対策臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、保育所の整備等及び放課後児童健全育成事業を計画的に実施するなど、子どもを安心して育てることができ体制整備を行うための事業に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うための事業を実施するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県妊婦健康診査支援基金条例（条例第四号）（健康対策課）

一 制定の理由

妊婦健康診査臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、妊婦の経済的負担を軽減することを目的として、市町が妊婦健康診査に係る費用を助成する事業を支援するために必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された妊婦健康診査臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、市町が妊婦健康診査に係る費用を助成する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県雇用創出基金条例（条例第五号）（商工労働総務課）

一 制定の理由

ふるさと雇用再生特別交付金が国から交付されることに伴い、県が安定的な雇用機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付されたふるさと雇用再生特別交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県が安定的な雇用機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例（条例第六号）（商工労働総務課）

一 制定の理由

緊急雇用創出事業交付金が国から交付されることに伴い、現在の県内の雇用情勢に対処し、県が一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された緊急雇用創出事業交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県が一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県統計調査条例（条例第七号）（統計課）

一 改正の理由

統計法の全部が改正され、統計調査の事務従事者の守秘義務等の規定が県が行う統計調査に適用されることとなることに伴い、関係規定を整理するとともに、統計調査の結果の二次利用を可能とするなどの必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 目的

この条例は、統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、その真实性を確保し、もって適確かつ公正な県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 定義

(一) 県統計調査

知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 知事等の内部において行うもの
- (2) 統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの
- (3) 国の行政機関その他の者からの委託を受けて行うもの
- (4) 統計法施行令第二条第五号に規定する事務に関して行うもの

(二) 県基幹統計調査

県統計調査のうち特に重要なものであって、知事が指定したものをいう。

3 県基幹統計調査等

(一) 知事は、県基幹統計調査の指定又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(二) 知事等は、県基幹統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を規則（地方自治法第三十八条の四第二項に規定する規程を含む。）で定めなければならない。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間
- (4) 報告を求めるとする者
- (5) 報告を求めるとするに用いる方法
- (6) 報告を求めるとする期間
- (7) その他必要な事項

(三) 知事等は、県基幹統計調査以外の県統計調査を行おうとするときは、(二)に掲げる事項を告示しなければならない。

#### 4 報告義務

- (一) 知事等は、県基幹統計調査のため必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- (二) (一)により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- (三) (一)により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

#### 5 統計調査員

- (一) 知事等は、県基幹統計調査を実施するため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。
- (二) 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県基幹統計調査に関する事務に従事する。

#### 6 立入検査等

- (一) 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (二) 立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (三) (一)による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 7 県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止

何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

#### 8 結果の公表

知事等は、県基幹統計調査及び県基幹統計調査以外の県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、県基幹統計調査以外の県統計調査について特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

#### 9 協力の要請

知事等は、県基幹統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係する国の行政機関又は他の地方公共団体の長その他の関係者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

#### 10 調査票情報の二次利用

知事等は、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、県統計調査に係る



調査票情報を利用することができる。

## 11 調査票情報の提供

(一) 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報を提供することができる。

(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準じる者として知事が規則で定める者が統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成をする場合

(2) (1)に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事が規則で定めるものを行う者が当該規則で定める統計の作成等をする場合

(二) 調査票情報の提供を受けた者及び調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(三) 調査票情報の提供を受けて当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者及び調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者は、それぞれ業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(四) 調査票情報の提供を受けた者及び調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

## 12 罰則

(一) 県基幹統計調査の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(二) 調査票情報の提供を受けた者等でその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(三) 調査票情報の提供を受けた者等が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(四) 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(五) 県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(六) 次のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- (1) 県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 知事等から提出を求められた資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は統計調査員その他の職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十年十月六日付けの職員の給与に関する報告や国家公務員の初任給調整手当の改定状況などを考慮して、医師等の初任給調整手当の額を改定した。

二 改正の内容

医療職給料表(一)適用者の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

改正前	改正後
二六八、五〇〇円	三六五、五〇〇円

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（行政管理課）

一 改正の理由

組織再編、事務事業の見直し等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、組織再編及び事務事業の見直しを行うことにより知事の事務部局の業務量が減少するため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

現 行	改 正 案	改正による減員
四、七五三人	四、五〇三人	二五〇人

2 広島県企業職員等定数条例の一部改正

(一) 土地造成事業の減少などにより業務量が減少するため、公営企業の職員の定数を次のとおり改正した。

現 行	改 正 案	改正による減員
一六〇人	一五〇人	一〇人

(二) 県立病院の地元移管などにより病院事業の業務量が減少するため、病院事業の職員の定数を次のとおり改正した。

現 行	改 正 案	改正による減員
一、一〇六人	一、〇七〇人	三六人

3 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 案	改正による減員
県立高等学校等教職員	五、三六三人	五、三四四人	一九人
市町立学校県費負担教職員	一五、一六一人	一五、〇四八人	一一三人

4 広島県警察職員定員条例の一部改正

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増員
警部	三二七人	三三八人	一人

三 施行期日

平成二十一年四月一日

合計	五、〇四四人	五、〇六九人	二五人
巡查	一、五七〇人	一、五七九人	九人
巡查部長	一、五二四人	一、五三二人	八人
警部補	一、四七三人	一、四八〇人	七人

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十号）  
（行政管理課）

- 一 改正の理由  
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲		対象市町
一 砂利採取法に基づく事務のうち、採取計画の認可等		広島市
二 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例に基づく事務のうち、健康被害の報告の受付等		呉市

- 2 その他児童福祉法、社会福祉法、薬事法、老人福祉法及び介護保険法に係る引用条項等の整理を行った。

三 施行期日

平成二十一年四月一日。ただし、二2の改正のうち、老人福祉法及び介護保険法に関するものは平成二十一年五月一日、薬事法に関するものは平成二十一年六月一日

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（財政課）

一 改正の要旨

教育職員免許法の一部改正などに伴い次の条例に定める手数料を改正するとともに、建築士法の一部改正に伴い二級建築士の登録手数料等を知事が指定する機関に納付させることとするなど必要な改正を行った。

1 広島県手数料条例

(一) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料及び火薬類取締法等に基づく事務に係る手数料の額を改定した。

(二) 保健師助産師看護師法の一部が改正されたことに伴い、准看護師再教育研修手数料等を新設した。

(三) 教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料等を新設した。

(四) 薬事法の一部が改正されたことに伴い、医薬品の販売先等の変更許可申請手数料を廃止するなどの改正を行った。

(五) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を新設した。

(六) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の建築基準関係規定適合審査に係る手数料及び家畜伝染病予防法による牛カンピロバクター症の検査に係る手数料を新設するなどの必要な改正を行った。

2 広島県警察関係手数料条例

(一) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、自動車運転代行業認定申請手数料の額を改定した。

(二) 道路交通法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査手数料等を新設するなどの改正を行った。

二 施行期日

1 2から4まで以外の改正 平成二十一年四月一日

2 一(一)の改正（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の額の改定に限る。） 平成二十一年四月十六日

3 一(四)及び一(二)（認知機能検査員講習手数料の新設を除く。） 平成二十一年六月一日

4 一(五)の改正 平成二十一年六月四日

★ 広島県公共用地等取得事業特別会計条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（財産管理課）

一 改正の要旨

減債基金からの繰入金を公共用地先行取得等事業債の償還に充てるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日



★ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（研究開発課）

一 改正の要旨

建物の老朽化に対応するため、広島県立総合技術研究所林業技術センターを移転することとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（医務課）

一 改正の要旨

県内の医療機関等で従事する助産師の養成確保のために貸し付ける修学資金の返還債務を、その貸付けの目的を達したと認められる場合に免除することができるようにした。

二 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業が拡充されることに伴い、障害者自立支援特別対策事業基金を県が実施する福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業に要する経費の財源に充てられるよう、同基金の目的を改正した。

二 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（  
条例第十六号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県立障害者リハビリテーションセンターで新たに徴収する医師面談料の額を定め  
た。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（県立病院課）

一 改正の要旨

県立瀬戸田病院を尾道市に、県立神石三和病院を神石高原町に移管することとし、これらの県立病院を廃止した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（県立病院課）

一 改正の要旨

県立広島病院の母子・小児医療の機能強化及び患者の療養環境の改善のため、病室等を成育医療センター、個室の病室等に改修することに伴い、病床数を七百床（現行七百六十五床）に変更した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

在職労働者に対して事業主が行う職業能力開発等を援助することを目的として、在職労働者に係る職業訓練を実施する専門短期課程を設置するなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年三月二十四日

★ 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（港湾管理課）

一 改正の要旨

プレジャーボートの現状把握については、小型船舶の登録等に関する法律による小型船舶に係る登録制度を利用することとし、プレジャーボートに係る届出制度を廃止した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日



★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（住宅課）

一 改正の理由

公営住宅法施行令の一部が改正され、公営住宅の家賃の算定方法、収入超過者及び高額所得者の収入の基準等が改定されたことに伴い、当該改定に係る経過措置を適用するために必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（教育委員会）

一 改正の理由

社会情勢の変化等により広島県立生涯学習センターの業務のうち施設等の利用に関する業務を廃止するとともに、同センターを移転するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 子牛公正取引条例を廃止する条例（条例第二十三号）（畜産課）

一 廃止の要旨

県内の子牛の公正な市場取引が確立されたこと及び和牛の生産拡大を図るため規制緩和の必要があることから、子牛取引の制限を廃止した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 改正の要旨

病院事業局の設置に伴い常任委員会の所管を整理するため、所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日